

I 大気汚染防止法関連

1 大気汚染防止法規制対象施設の改正の経緯

施設番号	旧ばい煙規制法		大 気 汚 染 防 止 法							
	S37.12.1		規 模	S43.12.1	S46.6.24	S48.8.10	S50.12.1	S60.9.10	S63.2.1	H3.2.1
1	伝熱面積	30㎡	伝熱面積 バーナー燃焼能力	10㎡	←	←	←	10㎡ 50L/時	←	←
2	処理能力 燃焼能力	20t/時 5kL/日	原料処理能力 バーナー燃焼能力	20t/日 50L/時 80m ³ /時	20t/日 50L/時	←	←	←	←	←
3	原料処理能力	3t/時	原料処理能力	1t/時	←	←	←	←	←	←
4	原料処理能力	3t/時	原料処理能力	1t/時	←	←	←	←	←	←
5	火格子面積	2㎡	火格子面積	1㎡	1㎡	←	←	←	←	←
6	羽口面断面積	1㎡	羽口面断面積	0.5㎡	0.5㎡	←	←	←	←	←
7	微粉炭バーナー ガスバーナー 液体バーナー	200kg/時 200m ³ /時 200kg/時 150L/時	バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	80kg/時 50L/時 80m ³ /時	50L/時	←	←	←	←	←
8	炭素燃焼能力	200kg/時	炭素燃焼能力	200kg/時	←	←	←	←	←	←
8の2			バーナー燃焼能力	10m ³ /時	6L/h	←	←	←	←	←
9	火格子面積	2㎡	火格子面積	1㎡	1㎡					
10	微粉炭バーナー	200kg/時	バーナー燃焼能力	80kg/時	50L/時	←	←	←	←	←
11	液体バーナー ガスバーナー	150L/時 200m ³ /時	バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	50L/時 80m ³ /時	50L/時	←	←	←	←	←
12	電気容量	2000kVA	変圧器定格容量	1000kVA	←	←	←	←	←	←
13	火格子面積	5㎡	火格子面積 バーナー燃焼能力	2㎡	200kg/時	2㎡ 200kg/時	←	←	←	←
14			原料処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力		0.5t/時 0.5㎡ 0.2㎡ 20L/時	←	←	←	←	←
15			容 量		0.1m ³	←	←	←	←	←
16			塩素処理能力		50kg/時	←	←	←	←	←
17			バーナー燃焼能力		3L/時	←	←	←	←	←
18			塩素処理能力		50kg/時	←	←	←	←	←
19			電流容量		30kA	←	←	←	←	←
20			原料処理能力 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量		80kg/時 50L/時 200kVA	←	←	←	←	←
21			伝熱面積 ポンプ動力		10㎡ 1kW	←	←	←	←	←
22			原料処理能力 火格子面積 バーナー燃焼能力		80kg/時 1㎡ 50L/時	←	←	←	←	←
23			バーナー燃焼能力 変圧器定格容量		10L/時 40kVA	←	←	←	←	←
24			バーナー燃焼能力 変圧器定格容量		4L/時 20kVA	←	←	←	←	←
25			容 量 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量		0.1m ³ 4L/時 20kVA	←	←	←	←	←
26			合成能力		100kg/h	←	←	←	←	←
27			原料処理能力		20t/日	←	←	←	←	←
28			燃焼能力					50L/時		
29			燃焼能力							35L/時
30										
31										
32										

備考1 年月日は施行日

備考2 施設番号1について令和4年10月1日に改正予定 (P11 参照)

2 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設の規制基準適用関係

令別表 第1の項	規 制 項 目							
	いおう 酸化物	ばいじん	有害物質					
			窒素 酸化物 ※1	カドミウム 及び その化合物	塩素	塩化水素	弗素・ 弗化水素 及び 弗化珪素	鉛及びそ の化合物
1	○	○	○					
2	○	○	○					
3	○	○	○					
4	○	○	○					
5	○	○	○					
6	○	○	○					
7	○	○	○					
8	○	○	○					
8の2	○	○	○					
9	○	○	○	○※2			○※2	○※2
10	○	○	○					
11	○	○	○					
12	○	○						
13	○	○	○			○		
14	○	○	○	○				○
15				○				
16					○	○		
17					○	○		
18	○	○	○		○	○		
19					○	○		
20		○					○	
21	○	○	○				○	
22							○	
23	○	○	○				○	
24	○	○	○					○
25	○	○	○					○
26	○	○	○					○
27			○					
28	○	○	○					
29	○	○	○					
30	○	○	○					
31	○	○	○					
32	○	○	○					

※1 熱源として電気を使用するものを除く。

※2 ガラス又はガラス製造に原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム及び酸化鉛を使用するもの